

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹 男		
件名	東大和市児童手当等事務取扱細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年9月1日、内閣府令第60号により、児童手当法施行規則の一部が改正されたことから、東大和市児童手当等事務取扱細則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 現況届の省略 届出されるべき書類の内容を、公簿等によって確認することができるときは、現況届の提出を省略させることができる旨の改正。</p> <p>② 変更届の追加 被用者又は被用者等でない者の別に、変更があったときの届出の追加。</p> <p>③ その他、所要の改正</p> <p>(2) 施行日 令和4年6月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法令等に準じた改正を行うことで、手当受給者の負担軽減が図れる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。